



2024年3月1日

各位

会社名 SOLIZE株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 宮藤 康聡
(コード：5871、スタンダード市場)
問合せ先責任者 取締役 木下 和重
(TEL. 03-5214-1919)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年3月1日開催の取締役会において、定款の一部変更について決議し、本件に関する議案を2024年3月27日開催予定の第34回定時株主総会に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第29条 (条文省略) ② (条文省略) (新 設) (新 設)	(選任方法) 第29条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(任期) 第30条 (条文省略) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第30条 (現行どおり) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月27日 (予定)
定款変更の効力発生日 2024年3月27日 (予定)

以 上